

平成21年度 厚生労働省障害者自立支援調査研究指定事業
障害者アートを活用した障害者の自立・社会参加に関する研究プロジェクト
第2回付随権利等検討委員会 会議要旨

- 1 開催日時 平成21年10月23日(月) 午後2時～3時30分
- 2 開催場所 広島市立大学 本部棟 会議室
- 3 出席委員 5名
加藤直規委員、金谷信子委員、加藤宇章委員、保田香織委員、春日美喜委員
- 4 事務局 4名
NPO法人ひゅーるぼん事務局：木元絵美、本田真輝子
広島市立大学担当者：今井みはる、中村圭
- 5 議 題 1) 委員会の今後の研究事項について
2) 二次利用についての法的整理、契約の留意点について
3) 障害者アート支援現場へのアンケートについて
4) その他
- 6 会議資料 資料1) 委員会の今後の研究事項について
資料2) 作品二次利用価格の事例
資料3) 障がいのある人のアート活動支援状況についてのアンケート(案)
資料4) 二次利用についての法的整理、契約の留意点について
その他) 第1回付随権利等検討委員会議事録
- 7 会議要旨

(加藤直規委員長)

本日はお忙しい中お集りいただきありがとうございます。第2回付随権利等検討委員会を始めさせていただきます。お手元に資料があると思いますが議題に従い進めさせていただきます。

【議題1「委員会の今後の研究事項について」】

これにつきましては事務局の方からご説明お願い致します。

(事務局)

議題に入る前に、本日配布しております『第1回付随権利等検討委員会議事録』について訂正がございます。4ページ(春日委員)の発言で6行目『また年二回カレンダーを作成しており』の部分を『また年1回カレンダーを作成しており』に訂正をお願いいたします。

では、資料1「付随権利等検討委員会の今後の研究事項について」をご覧ください。前回の委員会の中で、付随権利等検討委員会として最終的にどのような目標を掲げて進めていくのかについて協議が必要ということになっておりました。委員会後、加藤直規委員長と事務局とでお話をさせていただき、今回、事務局案として提示させていただきました。今回の研究事業では、作品を二次利用した製品が出来てくるところで、「作品の二次利用に関する権利や留意点などを含めたガイドラインを作成すること」を最終目標としてはどうかと思います。最終形態としては、研究事業全体の報告書を作成いたしますので、そこへガイドラインを載せていくことと、ウェブ上での研究成果公開で広く公開していくことで考えております。ガイドラインの内容ですが、作品の二次利用といった場合に考えられる事を資料にあげてみました。二次利用には、アーティスト（作者本人またはその家族）、製品のデザインをする方、企画や開発をする方、アーティストを支えている方といった、多数の人が二次利用には関わってくることと思います。このように多数の人が関わってくる場合に、まずそれぞれの人が持つ権利というものを整理してみることが必要かと思います。もうひとつは、製品や作品販売価格についてどのように考え決めていったら良いかということに加え、収入（コスト）を誰にどのように分配していくかということですが、また、契約内容について、契約書の書式事例として一般アーティストの例などを参考に作成し、それに沿ったガイドラインが出来ていくと良いのではないかと思います。この中で検討事項で『価格とは？』と書いたのですが、価格をどのように考えるか、アーティストの対価はどのように考えるといいのか、また今回の研究事業としてそのあたりどこまで言及していくかということもありますが、研究事項としましては「ガイドラインの作成」を目指してはどうかというのが、事務局からの提案です。

（加藤直規委員長）

それでは、この議題について皆さんからご意見をいただきたいと思いますのでご自由に御発言なさってください。

（加藤宇章委員）

契約書なのですが、やはり「ひな形」のようなものがあると話が進みやすいと思います。人間関係を持つ人との間で契約を交わすという行為自体が難しい事なので、出来るだけ詳細なケースが載っているものを参考にひな形を作成し示せるといいと思います。事細かになる場合は法律関連の専門家をお願いするのがいいかもしれません。

（加藤直規委員長）

大学の中で事業に関する契約については大体私が関わっていますので、私がチェックできると思います。ただ、契約も色々なレベルのものがありまして、割とシンプルなものから欧米流のきっちり取り決めたものまで色々ありますが、どのようなところまでが適切かと考えるのですが、あまり難しくしますと使う方は「これはかなり難しそうだな」という印象を持たれるかもしれません。法律のどの辺りを使用するかということは考えなくてはいけないと思います。割とシンプルなものがいいのかなという気持ちがあるのですが、必要なところを押さえてシンプルなものにしておくのが最終形態なのかと、私の感想なのですがそう思います。

（金谷委員）

一般アーティストさんは契約としてどのように交わされているのでしょうか。

（加藤宇章委員）

その時々によっても違うのですが、だいたい口約束など交わされているのが現状です。契約のようなもので言いますと、使用規約に書いてあるものに従うというようなものです。

(加藤直規委員長)

では、一般アーティストさんは使用規約に従い、後は口頭契約という事でしょうか。文書で契約を交わさなくても契約が成り立つのですね。或いは契約が成り立っていると思われているのか、文書にして契約を交わさない事に関して誰も異議を唱えないということですね。このような事を黙示契約といいます。

(加藤宇章委員)

そうですね。だいたい使用規約というものがあって、そこに事細かく規約が明記してあります。申し込みの際にそこで同意のもとサインと押印するのがほとんどだと思うのですが、1回使用にいくら、2回目以降に%というのが、それぞれ細かく明記してあると思います。

(金谷委員)

という事は、既存のアーティストさんの契約内容を参考に考えるといいのか、それともオリジナルに一から積み上げていきますか。

(加藤直規委員長)

このような事例を取り扱ったことがある法律事務所がいくつかあると思うのです。そういうものがあれば参考にしたいと思います。

(金谷委員)

ギャラリーや美術関係の契約というものはあるのでしょうか。

(春日委員)

広島でも〇〇に使うといくら等、金額提示があると思うのですが。私が使用したギャラリーは、口頭で1週間10万円、売れると何%かのお支払いというもので、文章では契約を交わしませんでした。

(加藤宇章委員)

私がお借りしたところでは、パンフレットに営業内容や売れた場合の条件など事細かに明記してありました。春日委員の場合は、契約を交わさずとも信頼関係の上で成り立っているものと思われます。プロフェッショナルな一般アーティストがどのような契約を交わされているのか、テキスト等を参考におこなうといいと思います。

(大学事務局)

以前、春日委員が『エイブル・アート・カンパニー』のパンフレットか何か持っていらっしやいませんでしたか。

(春日委員)

ええ、これですね。価格表です。

(加藤直規委員長)

春日さんのところは『エイブル・アート・ジャパン』と契約を交わされていますよね。

(春日委員)

はい、持っております。本人との契約書と家族のものが見る契約書とあります。本人との契約書は「約束事」と明記してありまして、内容も解りやすく、漢字にも仮名がふってあり、読みやすいものになっています。

(保田委員)

本人が契約を交わす場合は、本人が認識しなくてはいけないと思います。

(金谷委員)

大学では契約書を作成したりということはないのですか。

(大学事務局)

文章で契約を交わすというよりも、誓約書を作成したことがあります。しかし、ほとんどは口約束になっています。日本画や油絵の先生等は契約書をお持ちだとは思いますが、見せていただけるかどうかは判りません。

(金谷委員)

今回は二次利用ということから、デザイン分野の方が参考になるのでしょうか。

(大学事務局)

そうですね。ただ、口約束の場合が多いように思います。

(金谷委員)

これは芸術一般の課題と障害者アートの課題が一緒になっているので、障害をお持ちの方のみの問題なのか、芸術一般的に問題なのか、判らない部分があり考えにくいと思います。求められているのが解りつつ、そういう提示ができない美術業界というものがあるということですね。

(春日委員)

トラブルということ等はないのですか。

(大学事務局)

あります。ですのでメールを何度も読み返すこともあったり、「あの時はこう言った」「いや、ああ言った」等の押し問答はあります。しかし、書面にて契約を交わしていないので、ちょっとした問題は「しょうがない」というように終わっているのが現状です。人それぞれでパターンも違います。残っているものはメールしかないので、プリントしてその都度協議するような形です。

(加藤宇章委員)

ひな形は、名前等を伏せた状態で契約書を出していただくと参考になると思います。

(事務局)

障害のある方は、自分自身で権利を主張するということがなかなか難しいので、本人に認められた正当な権利がきちんと保証されるような約束事、契約などが交わされることは大切かと思います。後は、報酬に関しても、正当な取り分と言いますか、一般常識から考えて低過ぎることが無いような対価が必要だと思います。本人達がなかなか主張できないからこそ、周囲の私たちがきちんと示し保護することが必要だと考えます。

(金谷委員)

主張が出来ないから契約が必要だということですね。

(事務局)

契約の必要性はあると思うのですが、保田委員いかがでしょうか。

(保田委員)

第三者が入ってくると本人の主観というものが全く無視される状態になります。そういうことを書面にて「彼らにも権利があるのです」と主張できると凄く心強いかなと思います。やはり書面にすることは大切だと考えます。施設と本人さんも利用される際に利用契約を交わします。書面にて契約される時代ですので、アート関係も書面にておこなっておいた方がいいと思います。今後、新しい施設も入ってくるようになると混乱を招かない為にも必要なことだと思うのです。色々な事例を集めて理想的なものができるといいなと思うのですが。そういう契約書の書式が欲しいなと思います。

(加藤宇章委員)

そういった契約を交わす場合は、本人と施設の関係をはっきりしておく必要がありますね。そういう場合は、やはり契約書内容を理解してもらうことと、漢字も読みやすく読み仮名をふるなどの配慮は必要でしょうね。急に『契約書』となると懸念される場合もあると思いますが。

(保田委員)

そうですね。それは日頃からコミュニケーションをとっているかという問題ですね。契約ということで押し問答しないように密にコミュニケーションをとるつもりなのですが、絵を描くアートの方で契約を交わしたことがないので、その都度保護者の方と本人さんとお話しながらになると思います。本人さんはどうしたい等の主張はされないのですが、本人の意を汲む配慮は必要だと思います。

(加藤直規委員長)

それでは、文章化していくという方向で基本的なことを詰め、契約というのが当たり前の時代になりつつありますし、これまでの事例を参考に作成していくということで宜しいでしょうか。すみません、作る上でサンプルか何か、そんなに大量でなくても構いませんのでご用意していただければと思います。

【議題2「二次利用についての法的整理、契約の留意点について」】

(加藤直規委員長)

次の議題に移ります。これは私がまとめたのですが、4番目の契約と留意点の部分でプロデュースを担う人を「事業者」と表現したのですが、これは総ての事業を責任を持って進める方のことを表現しております。この呼び名は全ての委員会で統一した方がいいと思いますが、いかがですか。

(加藤宇章委員)

これは「プロデューサー」と広い意味で括ってもいいのではないのでしょうか。

(加藤直規委員長)

資料1には「デザイナー」とありますが、これは製品化するにあたりデザインする方のことを指しているものですか。

(事務局)

はい、そうです。

(加藤直規委員長)

ひとりの方について、同じ意味で違う表現を使う場合があると思いますので、統一した方がいいと思います。私の方で確認させていただきました。

(事務局)

加藤委員長が出していただいた資料では、資料4の「4.契約の留意点」の2行目に、「アーティスト」「現作品管理者」「製品化アイデア提供者」「製品デザイナー」「支援施設」「事業者」という名称で記されています。このような表現もわかりやすいかと思いました。

(加藤直規委員長)

プロジェクト推進委員会とも繋がっておりますので統一しておいた方がいいかと思います。混乱しやすいのではないかと。推進委員会とも調節する必要があるかと思っておりますので『提案』として出すように致しましょう。後、下に書いてある「価格とは？」ですが、これは事例などあらわれますか。

(事務局)

加藤委員長と事前にお話をした中で価格についての話も出てきたので、資料2として出させていただきます。ただ、加藤委員長の資料4の最後のところで「アーティストの対価」というのがありますので、そこでこの「価格」についてのお話ができたらいいかと思っております。

(加藤直規委員長)

解りました。それでは、資料4へ入っていきたいと思います。「二次利用についての法的整理、契約の留意点について」ですが、これは私がつくりましたのでご説明したいと思います。

まず1番目「二次利用についての法的整理の必要性」です。障害者芸術著作権等整備委員会編『障害者アートと著作権』この本は皆さんお持ちですね。すべてのアーティストが等しく有する権利を再確認し、お互いに尊重するべきであるとし、著作権法から最小限の事項を抜粋し、さらに契約の重要性や後見制度を追加してガイドラインとして宣言したものであります。著作権法の部分は普遍的なものであり、障害者に限ったことではありませんが、権利が傷つけられやすい障害者の権利を見守ることがすべての人の責務だとします。9年後の今日でも全く陳腐化していないもので、障害者アートをアートとして扱う間はこのガイドラインは有効であり続けられると思われまます。展示会などおこなう場合にこのガイドラインは有効であるということです。最近では障害者の自立支援の方策として、アートを二次利用して製品化する活動が見られるようになりました。工業製品に付す広義の意匠ととらえれば、純粋アートとして販売しにくいものでも工業意匠として有効な利用があり得ることから、活動の幅をより拡大することができるとでしょう。『障害者アートと著作権』には二次利用についてほとんど記載されていないので、『障害者アートと著作権』を出発点とし二次利用を中心とした『新ガイドライン』としてまとめる必要があります。

2番目は「二次製品の保護」です。現作品は絵画・彫刻などの美術の著作物のほかに、自動車や服飾などの工業製品のデザイン画のケース、さらに掛け時計、バッグなどのように自らデザイン画をつくるとともに製品を手作りする手工芸品のケースもありえます。二次製品が工業製品や手工芸品の場合は著作権、主に美術の著作物が対象となりますが、それと著作権以外の権利、特に関係するのは意匠権と不正競争防止法との境界にある場合がございます。著作権法をみますと「美術の著作物は美術工芸品を含む」と書いてあります。美術工芸品の意味するところは明確な基準を欠いている。つまり著作権法の中に「美術工芸品」と記載はありますが「美術工芸品」の説明はなされていませんでした。このようになる場合は、学者が集まってそれぞれに解釈を述べたのですが、それぞれの解釈がまとまらずはっきりしたことは解らない。それでは判例を基にして考えていこうということになります。判例からまず、いかにも工業的なデザインの事例からご紹介いたします。電子玩具や家具の表面に貼る木目化粧紙の模倣品に対して一番始めに製品化した人が模倣品を作った会社に訴訟を起こした裁判がありました。仙台高等裁判所で「ファービー人形事件」東京高等裁判所で「木目化粧紙事件」といったものがありました。これらの裁判では著作権を否定しております。著作権を否定しているということはどういうことかと申しますと、デザイナーについては著作権という保護範囲なのですが、二次製品、玩具や家具これは基のデザイナーには著作権はあるが二次利用し販売したものについては著作権の対象外であると判決が出ました。これは第三者が製品を模倣したとしても、侵害として差し止めを求めたり損害賠償を請求すること

ができないことを意味します。著作権法で保護されるのは原画であるデザイン画だけであり、その二次製品における複製物についてはもはや著作権法では保護されないのであります。でするので場合によっては保護されないことがありますのでここに提示させていただきました。この問題を回避するには、1つに意匠権を取得することがございますが、意匠権を発生させるには著作権と違い手続きと費用が必要であり、障害者あるいは施設が簡単にできることではありません。二次製品を製造・販売する事業者が企業である場合、企業が意匠権を申請することも考えられないことですが、事業者が常に意匠権出願を求めるとはこの事業を萎縮させかねないので、意匠権に頼るのは現実的な解決策ではありません。以上は工業製品または工業製品に近い事例をあげましたが、次により美術的な事例としまして東京地方裁判所で「アメリカTシャツ事件」長崎地方裁判所佐世保支部で「博多人形あかとんぼ事件」があります。Tシャツのデザイン画について、Tシャツという実用目的を超えた美の表現として作製させた。博多人形について実用目的のために美の表現において実質的制約を受けることなく、専ら美の表現を追求して制作したものと、著作権で保護できるとされた判例がございます。このことから原画が応用する工業製品と関係なく美を追求したものであれば『著作権法』、工業製品の制約下で作製されたものであれば『意匠法』または『不正競争防止法』の保護を受けるようになるかと理解できます。ですので初めから純アートとして制作されると『著作権の領域』になり、カレンダー、ポストカード、本の表紙、携帯待受け画面は純アートの複製なので『著作権』。バッグ、マグカップ、置物等はケースバイケース。自動車や家具なら著作権からはみ出すケースが多いだろうといえます。

3番目ですが「二次製品における現作品の改変」です。二次製品に掲載するにあたって、大きさの変更、色彩の変化、3次元表現への展開など、二次製品の性質上、現作品に改変を加えざるを得ないことがあります。著作権法では著作者人格権のひとつとして「同一性保持権」つまり「著作権者は…その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする」とあります。一方で著作権の及ばない領域は改変できるケースがございます。ひとつとして「やむを得ない改変」が法律で定められており、利用する立場にも配慮するものとなっております。判例を見ていきますと「明らかな誤植の修正」や「映画をテレビ放送するときのトリミング」です。これは、映画は横長く、テレビは正四角形に近い形ですので、どうしてもトリミングをしなければならない場合があるということです。次に原作品と印刷物の差異、現物と同じような色を再現することはとても難しいことですから、以上の判例は裁判所の判断として「やむを得ない改変」と著作者人格権の行使が制限されております。ただ、誤植修正に付いては世に異論があるかもしれません。2つにつきましてははできる限り忠実にしたいが目的を遂行しようとする改変せざるを得ない、改変するより他に選択余地のないもののみが該当することが判ります。『著作権人格権』が著作権法の中で強力な位置付けが与えられていること、その権利を制限することは慎重であるべきという考えから、きわめて限定的に認められて来たに過ぎないのであります。結論的に、二次製品における改変は真にやむを得ない場合に限るべきであります。事業者が改変したとの認識がない場合でも、常に作品見本の段階で原作者に確認を求める。例えば、円柱のグラスに絵を印刷すると大きさ・形状・色はこのようになります等、原作者に同意を求める作業を怠らないことが望ましいのです。

4番目に「契約の留意点」です。契約とひとことで言いますが、誰と誰が当事者なのかにより異なってきます。「アーティスト」「原作品管理者」「製品化アイデア提供者」「製品デザイナー」「支援施設」「事業者」という人がおり、家族または後見人が「アーティスト」を代理することもあります。また、一人が複数の立場を兼任することがあってもおかしくはない。契約は事業者全体のプロデュースを担う「事業者」が中心となってやるべきで、事業者は販売をおこなう事も多いが、もちろん販売を他に委託しても構わないです。製造委託、販売委託は事業者の責任で契約を締結することは通常の事業の範囲でありますので、ここでは言及いたしません。特に「原作品管理者」と「事業者」との契約が重要ですので以下これについて述べていきます。

- ◎ アーティストへの対価として「料金型の場合」と「利益配分型の場合」がありますが、ここではよく利用されている料金型を前提として考えてみます。何を盛り込むべきかとアイデアを入れております。
- ◎ 二次利用製品は対象製品を特定しなければなりません。ひとつのアートでどのような製品を創るか

決めていくと言うこと。あまりに多数創るとなると、事業者の方で勝手におこなってしまう場合がありますので特定する。利用料金とその単位を明確にしておく必要があります。料金を決めた後でどの範囲で適応されるかと言うことです。エイブルアートカンパニーさん等では料金体系を明記されておりますが、原作品管理者として自己の営業で画像を取扱っていらっしゃいます。その時に事業者に利用する料金体系を定めております。基本的には原作品管理者が値付けをすることになりますが、料金の根拠を見出すことは困難でありますので、一部の著名アーティスト以外は世の標準価格を探し出してそれに従うのが便利ではないかと考えます。料金の単位が適応される範囲ですが、エイブルアートカンパニーさんの例でいいますと、1回/1社/1号/1版/1種/1年間などがあげられます。

◎ 利用は非独占が原則であります但し独占利用は割増し料金で認める場合もあります。1製品にあたり1法人が使う独占利用は、カレンダーならA法人のみの使用などが考えられます。

◎ 使用权の許諾であり著作権の譲渡ではないことを明記し、使用权は契約の被許諾者限りであり第三者への再許諾や譲渡、質権の設定は不可能である事を明記する必要があります。

◎ 原作品中に第三者権利が存在する場合に、誰が責任を持つのか。どちらが権利侵害主張から免責されるのか。例えば、模写、漫画のキャラクターからヒントを得た絵、人物の肖像、商標権や意匠権などによる着想は権利行使を招く可能性があります。いずれが権利を持つかと言うことで基本的には当事者間で決める問題であります。アーティストは習作として模写をするケースがありますが、ここは私的使用として著作権の及ばない自由にできる領域ですね。このような作品であっても利用したいというのであれば事業者が自己の責任で処理するべきであるという立場があり得ます。一般的には原作品管理者は作品に含まれる第三者権利に関する情報を提供すべきだと思います。

◎ 事業としての成功・失敗の責任は当然事業者側に存在します。いったん採用を判断した以上、原作品が事業に適合しなかったとって原作品管理者には責任はありません。一般商取引の契約でもここを明確にしておく例は多いと思います。

◎ データの提供媒体は画像データ、(ポジ・ネガ) フィルム、写真、図面等があります。電子データのように媒体の特性によっては容易に複製や伝送ができるものもありますので、検討のための予備的利用や契約が不成立の場合の返却方法、使用後の消去などを定めておくのがよろしいと考えます。

◎ 事業者に対して著作権の表示義務を盛り込む。これは原則ではないのですが、第三者に対しまして模倣への抑制力があるかと思えます。

◎ 原作品管理者としては、実績を示す目的で二次製品の見本または写真を要求するかもしれない。事業者としても製品の宣伝のため、写真やホームページ掲載データを必要とするかもしれない等これらも当事者間で合意しておく必要があります。

◎ 使用料の金額。「一時金の払い」または「生産量比例のロイヤリティ方式」を選択。あるいは両方入っている場合もあります。支払い期限を設定し、遅延した場合の延滞料、紛失した場合の紛失補償金を定めることもあります。

◎ 契約違反等の場合、損害賠償は記載があってもなくても民法によって請求できるが、上限を決めておくことは意味があり、実務上、契約金額を上限とすることが多いと思います。

以上になります。解りにくい部分があられたかもしれませんがご意見をお願い致します。

(加藤宇章委員)

2番の中程の内容なのですが「電子玩具や家具の表面に貼る木目化粧紙の模倣品に対して著作権を否定している」とありますが、これはもう少し詳しく事例を教えてくださいたいのですが。誰の権利と誰の権利がぶつかり合ったお話なのですか。

(加藤直規委員長)

これは木目をコピーして売り出した業者がいて、最初に売り出した会社が意匠権を取得していなかったため著作権で裁判を起こしたが認められなかった、という事です。

(大学事務局)

それでは例えば、絵をマグカップなどに描き製品化した場合、模倣品が出たとしても著作権では守られないと言うことですか。

(加藤直規委員長)

そうですね。そういうことがあるのではないかと思います。これは結構大きい問題かなと思います。

(春日委員)

お皿等に障害者の方が描いたものを売ってらっしゃいますが、このような商品も対象にならないのでしょうか。

(加藤直規委員長)

芸術性の高いものであれば著作権が適用できるかと思うのですが、既存のマグカップに描いたと言いますか、2色くらいで色を付けて印刷しました、となると、本当に大丈夫なのかと懸念いたします。

(加藤宇章委員)

どこまでが美術品なのか、デザインされたものなのか、そうでないのかの境目が本当に難しいと思います。マグカップに写したようなものは美術品として見なされない等、今回の事業についてもそういう事をはっきりしていく必要があるかと思えます。

(加藤直規委員長)

最初の作品自体は美術品で、それをどこかに貼付けるとして、どういう風にやられるかということによります。ここに芸術品が写っているなど見て取れるものであると大丈夫なのですが…。どういう製品ができあがってくるかというのが現時点で判らないので判断が難しいのですが、ケースによってだいぶ違ってくると思います。ファービー人形など電池で動くような製品で似たような製品はいくつか出てきています。そこは自由ですね。

(加藤宇章委員)

意匠そのものではなくてアレンジしたものであれば大丈夫という事になりますね。

(加藤直規委員長)

不正競争防止法というのがありますので、創った製品に似たような模倣品に対してはこの防止法で保護できると思います。

(大学事務局)

例えば、前回の製品開発委員会が出たアイデアで「ルーア」を創るというアイデアが出ていたのですが、障害者の方に直接ルーアに着色してもらい、その中でいいものを厳選して展開していくという案があります。そういった場合は、木目の場合と同じように模倣品を作る人がいる可能性があると言うことですね。

(加藤直規委員長)

全て手作り品でしょうか。

(大学事務局)

物は手作り品なのですが、製品化する時にデザイナーが創り変えます。そういう場合はどのように保護したらいいのでしょうか。例えば、ひゅーるぼんから出しているということで全体的にアピールしていくのはどうでしょうか。先日、北海道の名所・昭和新山でドラゴンクエストのキャラクターの模倣品が作られたというニュースがありました。そのキャラクターは「スライム」なのですが、スライムそのも

のなのにそこではオリジナル商品として売られていまして、これはさすがにまずいのではないかとニュースになっていました。オリジナルと言われてしまいますと、あとは買う側の判断に委ねるしかないのかと思います。

(金谷委員)

意匠権取得にはだいたいどのくらいの費用が必要なのですか。

(加藤直規委員長)

1点申請するのに10万くらいかかったりします。具体的な金額は判りませんがそのくらいの金額になると思われます。「意匠」というのは「カタチ」の事をいって、形態を少し変えただけで有効価値が無くなってしまう可能性がありますので、たくさん登録する事も大変なことですし、意匠権は本格的に事業を行なう場合でないと難しいかもしれませんね。今の段階で意匠権を利用するという事は避けておいた方がいいかと思えます。

(大学事務局)

「ルアー」に関しましては、種類も何種類かになりますし、難しい問題かもしれません。「意匠権」というのは手続き的には1回で済むものなんですか。例えば登録を毎年更新など、そういう事はあるのでしょうか。

(加藤直規委員長)

審査があって、特許庁が審査をします。その審査を通るとそこから20年、意匠権を存続することができます。「商標」は10年になります。

(大学事務局)

20年経つと意匠権は消滅するのですか。

(加藤直規委員長)

そうですね。消滅しますのでそういうものが存在したという事実だけが残ります。誰でも使えるようになります。登録中は、少しでも似たような物は出せないです。

(保田委員)

例えば、絵が人形などに変えられて作られるのはどうでしょうか。絵がかわいいからぬいぐるみにしたい等、絵が実物のものになるというのはどのように保護されるのでしょうか。

(加藤直規委員長)

これは「二次製品の保護」で述べましたが、初めから純アートとして制作されると著作権の領域で、人形となると純アートの複製になると思うのですが、ケースバイケースになります。最終的には裁判所で判断していただくしか方法がないのです。

(大学事務局)

学内の彫刻の先生が、院内学級で怪獣の絵を描いた子がいて、その本人と話をして了承を得て、怪獣を彫刻にされました。別のプロジェクトでその怪獣を展示されることがあったのですが、そのイベントで別の企業が怪獣のキーホルダーを売ったのか、配ったのか判りませんが、好意でキーホルダー化されました。ただ、事前に了承も得ずにキーホルダー化されていて、彫刻の先生は「それはどうなのか？」とおっしゃられていました。おそらくその絵を描いたお子さんは自分が描いたもののキーホルダーを貰えると嬉しいと思うのですが、了承も得ずに進んだというのは問題であるのではないかと。今後、似たようなことはあり得ると注意すべき点なのかと思うのですが。

(加藤直規委員長)

キーホルダーということで、美術品とはほど遠いものになるかと思うのですが。

(大学事務局)

それがですね、非常に良く出来たキーホルダーだったのです…。

(加藤直規委員長)

元の作品を想像させる程度のものは、著作権法で保護できる可能性もあります。今回の資料で言いますと「博多人形あかとんぼ事件」に近いのではないのでしょうか。キーホルダーとして縮小し、元の形やイメージをされるものだとすると著作権で保護できるかもしれません。

(金谷委員)

しかし、キーホルダーを作るにあたり先生に了承を得る事は必要であった訳ですよ。

(加藤直規委員長)

それはそうですね。そういう配慮が必要だったと思われます。

(大学事務局)

どのような製品を創っていくかによって千差万別と言いますか、根本的な考えを重要視する必要があるということでしょうか。

(加藤宇章委員)

この議題では二次製品になったものの権利ですよ。

(金谷委員)

一般美術の世界でそういう問題があるとして、障害者アートととしてみてもすごく大きな問題なのかレアケースなのか、ということがあると思います。それによって、今回は難しい問題であったとしても皆さんの課題でないとすると、著作権とは今こういう風になっているんだよとフローチャートみたいなものがあると私たちもありがたいです。こういうことを理解した上で、踏み込んでいくのはこの部分だよと、進めてもいいのかと思います。全部を網羅することも大切ではないかと感じました。

(加藤直規委員長)

確かにこういうものはレアケースだなと思います。

(加藤宇章委員)

キーホルダーの件で言いますと、子どもが描いた絵を彫刻で立体物にした。ここでは了承の上で製作に取り掛かっていますが、キーホルダーにする場合、了承を得ずに製品化された。この時、契約なり交わされるべきであったと言うことですよ。一般の世界でそういうことが平気でおこなわれているということですので気をつけなくてはなりません。

(加藤直規委員長)

では、お時間の方も迫りますので次に進みたいと思います。先ほどの資料2に戻り「作品二次利用価格の事例」へ入りたいと思います。事務局からご説明よろしくをお願いします。

(事務局)

はい、価格をどのように考えるかということで、二次利用に関しての使用料価格を3件ほど事例を調べてみました。事例ABについては作品の画像を有償で貸し出す。その時、作品を使用する人が作品管理

者に支払う使用料を表に記載しております。事例Cについては複製絵画をレンタル可能。そして登録されている作品の製品を事例Cに注文する事ができる。このような事例を幾つか集めて、比較し価格を決めていくのも一つかと思えます。ただ、会議が始まる前に春日委員とお話をしていたのですが、印刷物に使用されたとしても、作者本人にはどのような金額で使用者と契約されたかは解らず、とりあえずアーティスト取り分のお金だけが入ってくるような状況だそうです。この表の使用料は作者に全額いく価格ではありませんので、価格とその内のアーティストの対価、労賃分をどのように出していくといいのか、どれくらいが妥当な額なのか、使用料・アーティスト報酬の標準例を表として示すのがいいのか、検討する必要があるかと思いました。今回は「障害者アートを活用した障害者の自立・社会参加に関する研究プロジェクト」ですので、アートが自立に結びつく仕事という前提に立つと、アーティストの対価はどのように考えるといいのかと思えます。先ほど加藤委員長から「料金型」と「利益配分型」があり、今回の資料は料金型を前提として書かれているということでしたが、アーティストの対価はどのようにするといえると思われませんか。

(加藤直規委員長)

具体的に、どのくらいがアーティストに渡るのでしょうか。

(春日委員)

私どもの例で言いますと、表紙で1万円。ここに書いてあるのは最低価格で5万円で、そのうち本人に入るのは1万円となっています。

(加藤直規委員長)

それでは5分の1の割合ですね。

(金谷委員)

それではこの資料「作品二次利用価格の事例」というのは仲介者が手にした金額と言うことですか。

(春日委員)

本人への額ではないです。

(加藤宇章委員)

ディーラーへの支払いということですね。

(金谷委員)

どの例に関しても仲介者という方が入られているので、売値ということですね。私はアーティストがこの値で売られている価格かと思いました。それでは下に「アーティスト取り分」という項目が入ると解りやすいと思います。

(事務局)

事例Cに関しましてはアーティストへの配分価格が示されていたので明記しましたが、ABについては作者へどれくらい入るのかWEB上では提示してありませんでしたので、空欄になっております。

(加藤直規委員長)

この事例Cの原作者取り分で「利益の50%」とありますが、事業者が払うべき対価、或いは管理している団体が提示している価格、プライス＝利益ということでしょうか。利益の50%というのは例えば250円に対しての50%ではなくてコストを引いた金額から50%になるんでしょうかね。

(事務局)

利益の50%という書かれ方をしているのですが、利益が売上げ全体なのかコストを引いたものか判りません。材料費や事業所に入るものを引いてからの50%なのか、売上げの50%として作者側へ入るのか把握しておりません。

(金谷委員)

そうですね。だいたい一通り見まして、レンタル料が安くて月5,775円〜で取り分は999円〜。ひと月約6,000円でレンタルしたとして、原作者は約1,000円。妥当な金額かなと思います。コストを引いてマージン、経費がかかり、2,000円の利益が出て、1,000円ずつ分けると推定して、この辺でいいのではないかと思います。このように具体的な金額を出していただいた方が解りやすい。こういうビジネスがあるんだなと理解できます。先ほど言われていた「価格を標準化する」というのは、美術の世界一般についても難しくないですか？看板代20万円としてはいい価格ではないかと思うのですが、これ以上に値打ちのあるアーティストさんがいる場合、価格が提示してあるとやりにくいのではないかと思います。事例としてこういうところがあるのだと、ガイドラインに使うかどうかは別として、これらが平均かどうかを判断するのは取扱っているものも違いますし難しいと思います。事業者が利益を多く得ているのに対し、制作者であるアーティストに入る収益が少ないのではないかという意図でこの表を出されたのでしょうか。

(事務局)

実際作者へのどのくらい還元されているのかは正直現時点で判らず、またそれが正当な価格なのかも判りません。障害者アートに限らず福祉の分野では、障害のある方が働いた事に対するコスト計算がきちんとされてなかったり、そういう意識自体が現場にないのではないかと思います。コストと申しますか一般の人と同じような労働の対価、労賃計算を、障害のある人の仕事に当てはめる習慣がなく、日常的にコストを計算する機会があまりないので、作品販売や作品使用に関してもこれくらいの価格でいいのか判らないまま、先方に言われる額で売ってしまいます。障害のある人がアートを通して自立する、仕事としてやっていこうと言うのであれば、最低限度の生活ができるような対価を計算することも必要なのではないかという思いもあります。作品そのものの販売価格を考えてみても、労賃と支援する方々の指導料であったり環境を整備するお金だったりするものに加えて、原材料費、全てを含めて価格という物が決まると思うのですが、その中でアーティスト自身の働いた労賃収入はどのように考え計算したらいいのだろうと悩むところで、例えば、最低賃金を時間給として、制作した時間にかけて作品の価格を計算する方法もあるのではと思います。その作品を二次利用する場合、原作品が先程の計算で仮に10万円だったとして、原作品はなかなか現状として売れないので、原作品を活用した製品を制作・販売することで原作品価格の50%の5万円を回収したいと考えて、最初に作品使用料を2万円いただき、残り3万円は実際に売れた個数に応じて販売価格の何%をいただくという形で回収する。このように制作にかかった労賃や原作品の価格から使用料等を計算することもできるのではと思います。

(春日委員)

一般の方が、こういうような場合は一般的な価格等だいたい相場というものはあるのですか。

(大学事務局)

この仕事はこの値段という明白なものはありません。力関係と実績と、その時の予算にもよりますし、曖昧な状態です。例えば2人で仕事をする時に「この値段で仕事をしましょう」という取り決めはおこなっていません。そういうお話が事前にあると金額的なことも相談できると思うのですが、言い値で仕事を受けているのが現状です。払われる側は少ない方がいいわけですし、金額を提示していただいて「そこを何とか。これくらいはいただけないでしょうか。」という交渉になります。しかし先程のように「働いた時間分だけいただけないでしょうか。」ということは一般的に無いと思います。

(保田委員)

施設でよくありますのが「名刺などに使いたいので似顔絵を描いてください」という依頼です。そこで一般にデザイナーの方はいくらもられているのかお聞きし、参考にさせていただいたのですが、お客様は「他の所に頼んでも同じくらいだからいいよ。」と言ってくださいました。やはり、工賃、工賃と私たちは考え過ぎてしまうのですが、そこは普通の社会と外れ過ぎているかなと感じます。福祉の考え方が強いのかなと思います。社会と合った方向を取り入れていかないと、顧客がいない場合事業が成り立ちませんので、そこは福祉の概念から離れて一般的な相場を色々お聞きして決めていった方がいいのかなと思います。

(加藤宇章委員)

作業的な要素が多くなってくる場合、例えば壁画を描くなど、意匠はどうであれ作業に何人必要だとか、何時間かかった、原材料費はいくら必要だとか、このタイプは比較的成本計算しやすいものだと思います。他はベースが合って、そこに何%入るとというのが意匠的なものだと思うのですが、比較的採算性が低く絵画的なものであったりすると、5分で描いたものでも1年かかって描いたものでも好きか嫌いかの世界なので、時間数で買おうとすると難しいのではないかと思います。こういった条件の中で先方ともやり取りの中で「この輪郭だけ使いたいんだけど」と言われた時に、載せるか載せないかというのは本人が選べることでありますし、最終的に本人が決める問題です。そこで「割に合わないな」という物でも、ある程度部数もあり色んな人に見てもらえて嬉しいから「やりましょう」ということもあると思います。しかし、そういうことをしていると次に使われる時に安く使われるので「やらない」ということもあると思います。

(大学事務局)

経済的な自立ということを考えますと、「デザイナー」や「アーティスト」の場合は営業の方といいますかパートナー、一緒に仕事を進める人が必要だということですね。そこで「中間業者」例えば作業所の方などの体制作りはすごく大切ではないかと思います。有名なアーティストはすごく儲けるがそうではない方は手間賃ばかり掛かっているような状態であると、どうしても自立がなかなか出来ず、自立支援ということになりませんので、何人かで動き回転するような、皆さんへお金が廻るような仕組みで製作をおこなうべきだと思います。

(加藤宇章委員)

作業所がプロデュースすることになれば、何人かの中で芸術作家の人が軸になって支え、周りが協力するとお金が廻っていくのではないかと思います。しかし「それが見合わないな」と感じられるのであれば切って、別の事務所に変わるなど別な展開を考えるなど必要があると思います。

(大学事務局)

そういう経済活動と、何か創ったものが世に出てくるという事実が両方あって社会参加になるのが理想ですね。

(金谷委員)

少し違和感があるのですが、高額で取引される場合、事業者が大半を取り分にするのは問題があるという事ですよ。ちょっとお聞きするとそうなのかなと思いますが、アートで自立し生活をする事は日本でも世界でも難しいことですよ。そこで関係者の助けというものが一般の人に理解するという事に対してなのですが、そこでスターができた場合に「助けがあったから」というようにならないようにおこなう必要はあると思うのですが。生産した物が次々に売れていくものではないですよ。施設内での支えがない場合は一般の方の理解が得られないのではないかと。

(大学事務局)

売れていない状況では言いたい事も言えず、売れだすと「もう少しお給料をあげてください」というような要望も言いやすくなりますよね。

(金谷委員)

いつまでサポートし続けるかと言うことになりますよね。

(加藤直規委員長)

今ここでその結論というのは出せないと思います。プラスの考え方として、一般の商業的な流れというものはある程度やむを得ないものとして、同時に福祉の考え方というものも無視はできない。もう少しバランスをとらないといけないと思います。そこでどういうものを提示していかなければならないか、クリアにするよう検討が必要です。

では残りの議題「障害者アート支援現場へのアンケートについて」事務局からご説明よろしくお願ひ致します。

(事務局)

では、時間の方も押してまいりましたので簡単にご説明致します。前回、金谷委員から「アンケートをとって見てはどうだろうか」というお話がありましたので、資料3の案をつくってみました。

実施目的として「障害者アートの取組みの状況、制作環境の保障状況」「権利という視点で見た時の、原作品の販売や二次利用する場合の支援現場の状況」「障害者アートの今後に対する思いや願い、またそれらを大切にするために支援が必要な事項」という視点に絞ったアンケートをつくってみました。アンケートの対象としては私達の団体が2002～2007年度に公募展「アート・ルネッサンス」をおこなっているのですが、そこに作品を応募してくださっている団体・施設が約100くらいありますので、そちらにアンケートを送ってみてはどうかと思います。回答方法としては事務局へファックスまたは郵送と考えております。今日これについて細かく見ていただく時間がないので、本日お集りの付随権利等検討委員の皆さんと、もうひとつ製品開発委員の皆さんにチェックしていただき、修正等がない場合は11月初旬に各団体へアンケートのご協力をお願いするよう進められたらと思います。現場の実態を明確にできるかなと思います。

(金谷委員)

回答を自由記述にしてしまうと集計ができないので、a.b.cとあげてありますように項目を立てて選択肢にしないと集めた結果の傾向を分析するのが難しいと思います。また、この委員会でお話をお聞きしていて、成年後見制度があまり上手くないのではないかという思いがしております、そうしたことに現場では今とても困っているということが出せるよう項目を入れておいてもいいのではないかと思います。成年後見制度というものは出来てはいるんですよね。制度という枠というものがある、それに従っていると迷う事はない、というルールはできております。しかし、実際は出来ていないというのであれば、そこを調べて政策提言的に示すことも大切かと。制度ができて10年経ちますが、あまり役に立っていないということは大事なお話だと思います。そして事務局川口さんがよく言っておられることで、「障害者自立支援法が今後どうなるか判らない」ということですが、「障害者自立支援法により障害者制度が変化しましたが以前と以後ではどのように変わりましたか？」と明確にアンケートでお聞きした方がいいと思います。

(事務局)

はい、もう少し細かくみなさんにも項目を見ていただけたらと思いますので、11月6日までご意見等を受付いたしますので皆さんよろしくお願ひします。

(加藤直規委員長)

それでは、本日の会議は終了致します。次回の会議日程は事務局の方からご連絡お願ひします。